

# 平成30年度の 特定健診・特定保健指導の 事業内容が変わります。

(対象者40歳～74歳)

**被保険者の皆さまのご協力が必要です。**

本組合では、平成28年度からの国の補助金カットにより、計画的な保険料値上げと積立金取崩しで組合運営を継続している状態です。保険料値上げを出来るだけ抑えるには、国が求める特定健診・特定保健指導の受診率向上による補助金増額が必要不可欠となります。

特定健診・特定保健指導の受診率向上をめざし、下記新規事業を導入することといたしましたので、医師国保組合の存続のため皆さまのご協力をお願いいたします。

**平成30年度からは、【インセンティブ制度】と【ペナルティ制度】が始まります。(新規事業)**

平成30年度からは、特定健診を3年連続して受診された方に対し、達成年度の翌々年度の保険料が2%軽減される**インセンティブ制度**。また、特定健診を2年連続で受診されなかった方は、その翌々年度の保険料が2%増額となる**ペナルティ制度**が始まります。

特定健診の対象者(40歳～74歳)甲種組合員・乙種組合員・家族の全員が対象となります。詳細については、裏面に掲載しております。

毎年、特定健診を必ず受診されますようお願いいたします。

**人間ドック等の助成事業は  
平成29年度で終了いたしました。**

平成29年度まで実施してきた「人間ドック等における特定健診情報提供助成事業」「事業主健診における特定健診情報提供助成事業」「健康診断結果情報提供助成事業」「検査結果情報提供助成事業」は、平成29年度で終了いたしました。



詳しくは  
裏面を  
ご覧ください。

福岡県医師国民健康保険組合

TEL:092-431-1987 FAX:092-412-5951

# 平成30年度からの特定健診の新事業について

## インセンティブ制度

○3年連続で特定健診を受診されると翌々年度の保険料が安くなります。

2017年度から2019年度の3年間連続で特定健診を受診された方は、翌々年度(2021年度)の保険料を2%減額いたします。

甲種組合員	年間 <b>5,712円減額</b>
乙種組合員	年間 <b>3,462円減額</b>
家族	年間 <b>2,232円減額</b>

(2018年度の保険料で算出)

※2020年度も受診すると2022年度の保険料も2%減額となります。毎年受診されると毎年保険料が減額となります。

(下記の適用例のインセンティブ②)

## ペナルティ制度

○2年連続で特定健診を受診されないと翌々年度の保険料が高くなります。

2018年度と2019年度の2年間連続で特定健診を受診していない方は、翌々年度(2021年度)の保険料を2%増額いたします。

甲種組合員	年間 <b>5,712円増額</b>
乙種組合員	年間 <b>3,462円増額</b>
家族	年間 <b>2,232円増額</b>

(2018年度の保険料で算出)

※2020年度も受診されないと2022年度の保険料も増額となります。毎年受診されないと毎年保険料が2%増額となります。

(下記の適用例のペナルティ②)

## 特定健診 新事業の適用例

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
インセンティブ①	受診	受診	受診		保険料2%減額	
	2017年度から3年連続で特定健診を受診すると翌々年度(2021年度)の保険料が2%減額される。(3年連続でなければ適用されない)					
インセンティブ②	受診	受診	受診	受診	保険料2%減額	保険料2%減額
	4年目も受診すると、次の年度も保険料が2%減額される。以降、毎年受診すると毎年保険料が2%減額される。					
インセンティブ③	受診	未受診	受診		インセンティブの適用なし	
	2018年度が未受信の場合、3年連続での受診ではないので翌々年度(2021年度)のインセンティブの適用なし。					

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ペナルティ①		未受診	未受診		保険料2%増額	
	2018年度から2年連続で特定健診が未受診だと翌々年度の保険料が2%増額となる。(2年連続でなければ適用されない)					
ペナルティ②		未受診	未受診	未受診	保険料2%増額	保険料2%増額
	3年目も未受診だと、次の年度も保険料が2%増額となる。以降、毎年未受診だと毎年保険料が2%増額となる。					
ペナルティ③		未受診	未受診	受診	保険料2%増額	ペナルティの適用なし
	2年間受診せず2020年度に受診された場合、翌々年度(2022年度)のペナルティの適用なし。					